

第23期第11回 松浦海区漁業調整委員会

日時 令和8年3月10日（火）15時から
場所 唐津市水産会館 研修室
（唐津市海岸通り 7182-217）

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) ぶり（もじゃこ）特別採捕許可方針（案）について（協議）・・・・・・・・P1～3
- (2) 令和8年（2026年）度もじゃこまき網漁業の許可
方針（案）について（諮問）・・・・・・・・P4～6
- (3) きす一重流し刺網漁業特認許可方針（案）について（諮問）・・・・・・・・P7～11
- (4) 松浦海区における区画漁業の免許について（諮問）・・・・・・・・P12～15
- (5) 特定水産資源（するめいか）に関する令和8管理年度における
知事管理漁獲可能量の設定（案）について（諮問）・・・・・・・・P16～18
- (6) 特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和7管理年度における
知事管理漁獲可能量の変更について（報告）・・・・・・・・別冊
- (7) 外津漁業協同組合におけるマガキ試験養殖について（協議）・・・・・・・・P19～27
- (8) 漁業法第91条第1項に基づく指導について（諮問）・・・・・・・・P28～36
- (9) 第23期第1回筑肥連合海区漁業調整委員会について（報告）・・・・・・・・P37～38
- (10) その他

水産第 4756 号
令和 8 年 3 月 6 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 寄 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥 義

令和 8 年（2026 年）度もじゃこ特別採捕許可方針（案）に
ついて（協議）

佐賀県漁業調整規則第 37 条第 1 項の規定により、全長 15 センチメートル以
下のぶり（もじゃこ）について採捕を禁止しています。

このため、全長 15 センチメートル以下のぶり（もじゃこ）を採捕する場合は、
同規則第 47 条第 1 項により特別採捕の許可を受ける必要があります。

ついては、別紙のぶり（もじゃこ）特別採捕許可方針（案）により許可したい
ので協議します。

担当：水産課漁業調整担当 伊藤・吉田
電話：0952-25-7145

ぶり（もじゃこ）特別採捕許可方針（案）

令和8年（2026年）度における、ぶり（もじゃこ）の特別採捕の許可については、次の方針により処理する。

1 適用除外の事項

佐賀県漁業調整規則第37条第1項

2 使用漁具及び漁法

まき網、すくい網（まき網を使用する場合は、もじゃこまき網漁業に係る知事の許可を受けなければならない。）

3 採捕区域

佐賀県玄海海域

4 採捕期間

令和8年（2026年）5月20日から令和8年（2026年）6月11日まで

5 許可の有効期間

令和8年（2026年）5月20日から令和8年（2026年）10月31日まで

6 許可隻数

10隻

7 条件

- (1) 共同漁業権漁場で操業してはならない。
- (2) もじゃこの総採捕尾数は、各年度定めた採捕数量計画尾数を按分した尾数以内とする。
- (3) 採捕したもじゃこは、10月31日まで販売してはならない。
- (4) 採捕する網目の目合は、1.2センチメートル以上（26節以内）とする。
- (5) 操業中は別に定める標旗を掲げなければならない。
- (6) 漁期終了後は、速やかに採捕尾数実績報告書を提出しなければならない。

標旗

地 色： 桃色

文字色： 白色

<p>8年（2026年）度許可番号 第 号</p> <p>も じ や こ</p> <p>佐賀県</p>

8 許可の対象

- (1) 第1種区画漁業権（魚類小割式養殖業）の行使者のうち、ぶり養殖業を営む者
- (2) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
- (3) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者

水産第 4757 号
令和 8 年 3 月 6 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 寄 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥 義

令和 8 年（2026 年）度もじゃこまき網漁業の許可方針（案）について（諮問）

このことについて、別案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第 15 条第 2 項、第 11 条第 3 項及び同条 5 項の規定により、貴会の意見を求めます。

担当：水産課漁業調整担当 伊藤・吉田
電話：0952-25-7145

令和 8 年（2026年）度もじゃこまき網漁業許可方針（案）

第 1 制限措置

（1）漁業種類

もじゃこまき網漁業

（2）許可又は起業の認可をすべき船舶の数

10 隻

（3）船舶の総トン数

制限なし

（4）推進機関の馬力数

制限なし

（5）操業区域

佐賀県玄海海域

（6）漁業時期

令和 8 年 5 月 20 日から令和 8 年 6 月 11 日まで

（7）漁業を営む者の資格

- ①第 1 種区画漁業権（魚類小割式養殖業）の行使者のうち、ぶり養殖業を営む者
- ②佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
- ③佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- ④佐賀県漁業調整規則（令和 2 年佐賀県規則第 63 号）第 10 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者
- ⑤適切な資源管理を実践できる者
- ⑥漁業の生産力の向上に努めようとする者

第 2 許可の有効期間

令和 8 年 5 月 20 日から令和 8 年 10 月 31 日まで

第 3 申請すべき期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日まで

第 4 許可の基準

第 1（7）に定める資格を有し、第 1（1）に定める漁業を営もうとする者。ただし、第 1（2）に定める隻数を超える場合は、次に掲げる優先順位とする。また、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。

なお、規則第 9 条第 1 項第 2 号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 第1種区画漁業権（魚類小割式養殖業）の行使者のうち、現在「ぶり養殖業」を営んでいる者
- (2) 第1種区画漁業権（魚類小割式養殖業）の行使者のうち、新たに「ぶり養殖業」を営もうとする者

第5 条件

- 1 共同漁業権漁場内で操業してはならない。

水産第 4908 号
令和 8 年 3 月 9 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 寄 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥 義

きす一重流し刺網漁業特認許可方針（案）について（諮問）

このことについて、別添のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第 11 条第 3 項及び第 15 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

担当：水産課漁業調整担当 吉田
電話：0952-25-7145

きす一重流し刺網漁業特認許可方針（案）

第1 制限措置

（1）漁業種類

きす一重流し刺網漁業（特認）

（2）許可又は起業の認可をすべき船舶の数

20隻以内

（3）船舶の総トン数

制限措置なし

（4）推進機関の馬力数

制限措置なし

（5）操業区域

佐賀県玄海海域

（6）漁業時期

6月1日から12月31日まで

（7）漁業を営む者の資格

- ① 唐津市の湊浜及び神集島のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者。ただし、上記地区以外において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者については、松浦海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められる場合に限り、同委員会が指定する区域での操業を認めることとする
- ② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- ③ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
- ④ 適切な資源管理を実践できる者
- ⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

許可をした日から令和8年12月31日まで

第3 申請すべき期間

令和8年4月1日から令和8年4月30日

第4 許可の基準

第1（7）に定める資格を有し、第1（1）に定める漁業を営もうとする者。ただし、第1（2）に定める隻数を超える場合は、次に掲げる優先順位に

より、許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前回の許可最終日の12月31日現在で、当該許可を有していた者
- (2) 当該漁業許可を有する者から許可を承継し、許可を有していた船舶と同じ船舶にて当該漁業を営もうとする者。(従前の当該漁業の許可を有していた者が、この許可方針に基づく更新申請を行わないことに伴い許可を承継する場合を含む。)ただし、承継を受ける者は、当該漁業許可を有する者から2親等以内の親族に限る。
- (3) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を現に有している者
- (4) 上記(1)～(3)に該当しない者

第5 条件

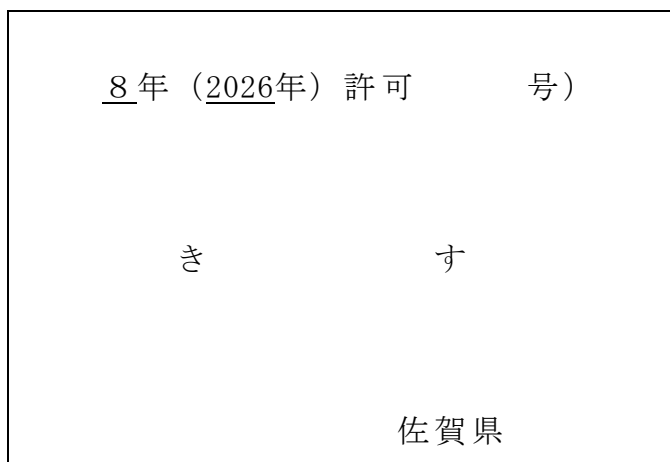
- (1) 唐津市土器崎から正北に引いた直線、唐津市相賀と同市湊町の境界に設置した漁場標識と唐津市神集島南端を結んだ直線、唐津市神集島南端と福岡県糸島市志摩野辺崎を結んだ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域外で操業してはならない。
- (2) 7月16日から7月31日までは操業してはならない。
- (3) 唐津市唐津城と唐津市神集島東端を結んだ直線の延長線、唐津市神集島南端と福岡県糸島市志摩野辺崎を結んだ直線及び唐津市呼子町小川島北端と福岡県糸島市志摩姫島北端を結んだ直線によって囲まれた佐賀県海域では、6月1日から7月31日までの間は操業してはならない。
- (4) 共同漁業権漁場内で操業してはならない。ただし、事前に漁業権者と協議し、同意が得られた場合はこの限りでなく、その際は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。
- (5) 定置網漁業の保護区域内で操業してはならない。
- (6) 漁具、漁法の制限
 - ① 使用する漁具は浮子方の長さ 500メートル以内のもの1統とする。(替網を船内に搭載してはならない。)
 - ② 夜間(日没から日の出まで)操業してはならない。
 - ③ 操業の際は、県が交付する標旗を掲げなければならない。
 - ④ 佐賀県漁業調整規則第55条に規定された漁具の標識に許可番号を記載しなければならない。

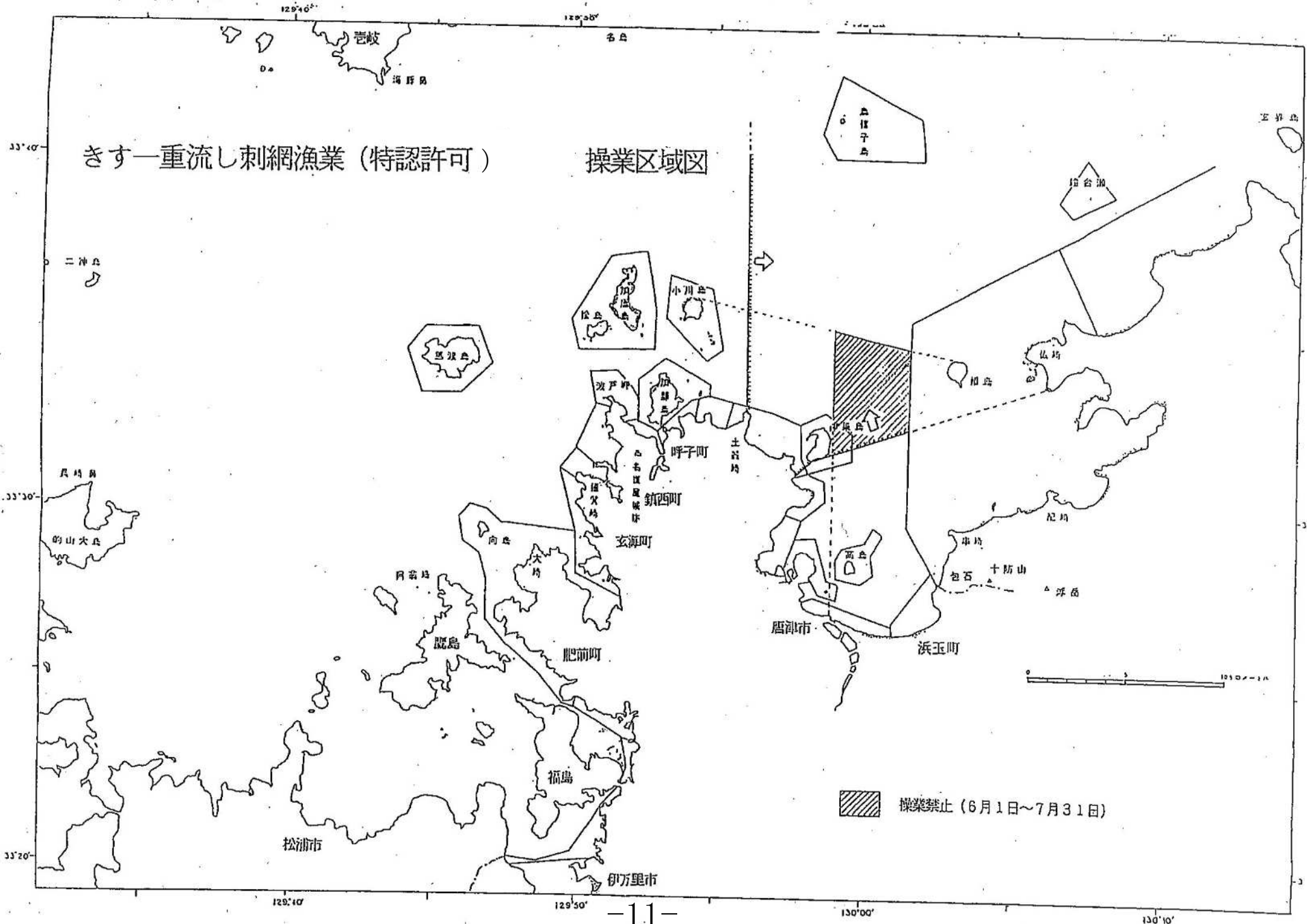
⑤ 作業中は、使用船舶を漁具の周囲50メートルの範囲内に留めておかなければならない。

⑥ 使用船舶の機関室の両側の舷しょう板（通称カISING）に、だいだい色又は緑色の船体表示（幅20センチメートル、長さ 160センチメートル）をしなければならない。

（注） だいだい色：湊 浜
緑 色：神集島

（標 旗） 地色：だいだい色
字色：白 色





水産第 4810 号
令和 8 年 3 月 4 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山 口 祥 義

松浦海区における区画漁業の免許について（諮問）

令和 7 年 12 月 19 日付けで公示した松浦海区における区画漁業の漁場計画について、佐賀玄海漁業協同組合他から 2 件の免許申請がありました。

については、漁業法第 70 条の規定により、貴委員会の意見を求めますので、令和 8 年 3 月 19 日（木）までに答申して下さるようお願いいたします。

（担当：農林水産部水産課）

松浦海区における漁業種類別 免許申請件数

海区	漁業種類		免許期間	令和7年7月 現在免許件数	今回 漁場計画件数	今回 免許申請件数	
松 浦 海 区	共同漁業		10年	22	—	—	
	定置漁業		5年	2	—	—	
	区 画 漁 業	第一種	わかめ養殖業	5年	6	—	—
			こんぶ養殖業		3	—	—
			魚類小割式養殖業 (除 クロマグロ)		20	1	1
			魚類小割式養殖業 (クロマグロ)		1	—	—
			介類小割式養殖業		11	1	1
			かき垂下式養殖業		34	—	—
			かきひび建て養殖業		3	—	—
			真珠母貝垂下式養殖業		10	—	—
			真珠養殖業		10年	12	—
		第二種	くるまえび築堤式養殖業	10年	3	—	—
	第三種	あさり養殖業	5年	4	—	—	
	区画漁業計			107	—	—	
	合 計			131	2	2	

漁業協同組合等別 免許申請件数一覧

松浦海区

漁業種類 組合等名	共同漁業 ※共有免許は代表者のみ	定置漁業	区画漁業										計		
			第1種								第2種	第3種			
			わかめ	こんぶ	魚類小割式	魚類小割式(くろまぐろ)	介類小割式	かき垂下式	かきひび建て	真珠母貝垂下式	真珠	くるまえび築堤式		あさり	
佐賀玄海					1										1
屋形石							1								1
小川島															0
外津															0
仮屋															0
大浦浜															0
個人															0
計	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2

第1種区画漁業

魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）

存続期間 令和8年4月1日から令和10年8月31日まで

公示番号	漁業の時期	漁場の位置	漁業権者
松区第321号	1月1日から12月31日まで	唐津市鎮西町名護屋方柄浦	佐賀玄海漁業協同組合

介類小割式養殖業

存続期間 令和8年4月1日から令和10年8月31日まで

公示番号	漁業の時期	漁場の位置	漁業権者
松区第412号	1月1日から12月31日まで	唐津市屋形石地先	屋形石漁業協同組合

水産第 4 7 9 9 号
令和 8 年 (2026 年) 3 月 2 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口 祥義

するめいかに関する令和 8 管理年度における
知事管理漁獲可能量の設定 (案) について (諮問)

このことについて、漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 16 条第 1 項の規定により、知事管理漁獲可能量を別紙 (案) のとおり定めたいので、同条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

(担当 : 農林水産部 水産課 漁業調整担当 江頭・伊藤)

するめいかに関する令和8管理年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

するめいか

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県するめいか漁業	現行水準

佐賀県知事 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、かたくちいわし瀬戸内海系群及びぶりに関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、かたくちいわし瀬戸内海系群及びぶりに関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) 令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量 (トン)	基本シェア (%)	現行水準の場合の目安数量 (トン)
すけとうだら太平洋系群			
すけとうだら日本海北部系群			
すけとうだらオホーツク海南部			
すけとうだら根室海峡			
するめいか	現行水準	0.03%	50 トン未満
かたくちいわし瀬戸内海系群			
ぶり	試行水準	—	

水産第 4749 号
令和 8 年 3 月 6 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 寄 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥 義

外津漁業協同組合におけるカキ試験養殖について（協議）

このことについて、別紙のとおり申請がありましたので、試験養殖処理要綱第 4 条の規定により貴委員会の意見を求めます。

担当：農林水産部水産課漁業調整担当
電話：0952-25-7145

試験養殖承認申請書

令和8年2月20日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県東松浦郡玄海町今村 4929
外津漁業協同組合
代表理事組合長 加納

下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請いたします。

記

- 1 目的 かき試験養殖（干潟バスケット式）
- 2 水産物の名称 かき類
- 3 漁場の位置及び区域並びに面積
 佐賀県東松浦郡玄海町今村地先（別紙1参照）
 面積 3,000 m²
- 4 養殖期間 令和8年4月1日より令和9年3月31日
- 5 養殖の方法及び規模
 方法：干潟バスケット式
 規模：1 m×4 m×4台 バスケット 40個
 3倍体マガキ種苗をバスケットに小分けして養殖
 設置（別紙2参照）

添付資料

- (1) 理由書
- (2) 試験養殖計画書
- (3) 漁場位置及び区域図（別紙1）
- (4) 試験棚概要図（別紙2）
- (5) 委託契約書 写し

理由書

佐賀県外津地区では、カキ養殖業が一本釣り、魚類養殖の兼業漁業種として非常に重要な漁業種類となっている。しかし近年、夏季の高水温や低塩分の影響と思われるマガキの大量へい死が頻発しており、生産は不安定な状況となっている。

当地区におけるマガキ養殖では、これまで2倍体種苗を用いたカルチ式手法を採用してきた。本取組では、3倍体種苗を用いる。3倍体種苗は、夏季に性成熟を行わないため、一般的にへい死率が低いと言われている。また養殖手法はバスケット方式を採用する。バスケット方式では、シングルシード状態の種苗をバスケットに収容して養殖を行うため、容器内でカキが衝突し合う。これにより、付着物が付きにくく、出荷前の磨き作業の省力化が期待される。また、干潟に設置した架台にバスケットを垂下するため、潮位が低い時間帯には空気中に干出される。この手法をとることで、へい死率の低減と、付着物が付きにくくなることによる出荷前の磨き作業の省力化が期待される。

夏季の高水温や低塩分の発生状況、付着物の発生具合は海域によって異なる。当地区においても期待される効果が得られるか検証を行う必要があるため、試験養殖に取り組みたい。

住所 佐賀県東松浦郡玄海町今村 4929
氏名 外津漁業協同組合
代表理事組合長 加納

試験養殖計画書

1. 試験の概要

1) 実施場所

東松浦郡玄海町今村地先 計 3,000 m² (別紙1 参照)

2) 実施期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3) 試験内容

a) 養殖施設 (別紙2 参照)

干潟バスケット式

b) 試験方法

- ・ 1 m × 4 m の架台 4 台にバスケットを合計 40 個設置
- ・ 3 倍体マガキ種苗 5,000 個を 40 個のバスケットに小分けして養殖

c) 種苗の供給元および供給予定量 (予定)

- ・ 供給元: [REDACTED]
- ・ 供給量: 5,000 個

d) 出荷先予定

佐賀玄海漁業協同組合魚市場、小売り 等

e) 養殖試験従事予定者氏名

[REDACTED]

f) 養殖スケジュール

令和8年4月	・ 牡蠣養殖用バスケット他資材の導入 ・ バスケット架台、延縄施設の設置 ・ 種苗の導入
令和8年4～10月	・ 飼育管理 (サイズ選別、密度調整)
令和8年11月～令和9年3月	・ 同上 ・ 成長ししだい随時殻付かきとして試験出荷
令和9年3月	・ 施設撤去

g) 収支計画

・支出の部

	内容	数量	金額
資材費	バスケット資材	一式	200,000 円
	干潟設置用バスケット架台	4 基	400,000 円
種苗費	3 倍体マガキ種苗	5,000 個	150,000 円
総計			750,000 円

・収入の部

	内容	単価	金額
売上高	カキ 3,000 個 ※歩留まり 6 割で試算	150 円/個	450,000 円
総計			450,000 円

2. 安全対策

施設の維持管理については、外津漁業協同組合が適切に管理を行う。

3. その他

(緊急時の措置)

台風等の接近などにより流失等の恐れがある場合は、採苗棚の補強・撤去等の措置を迅速に行う。
また、本施設に起因する被害が発生した場合は、外津漁業協同組合が責任を持って対処する。

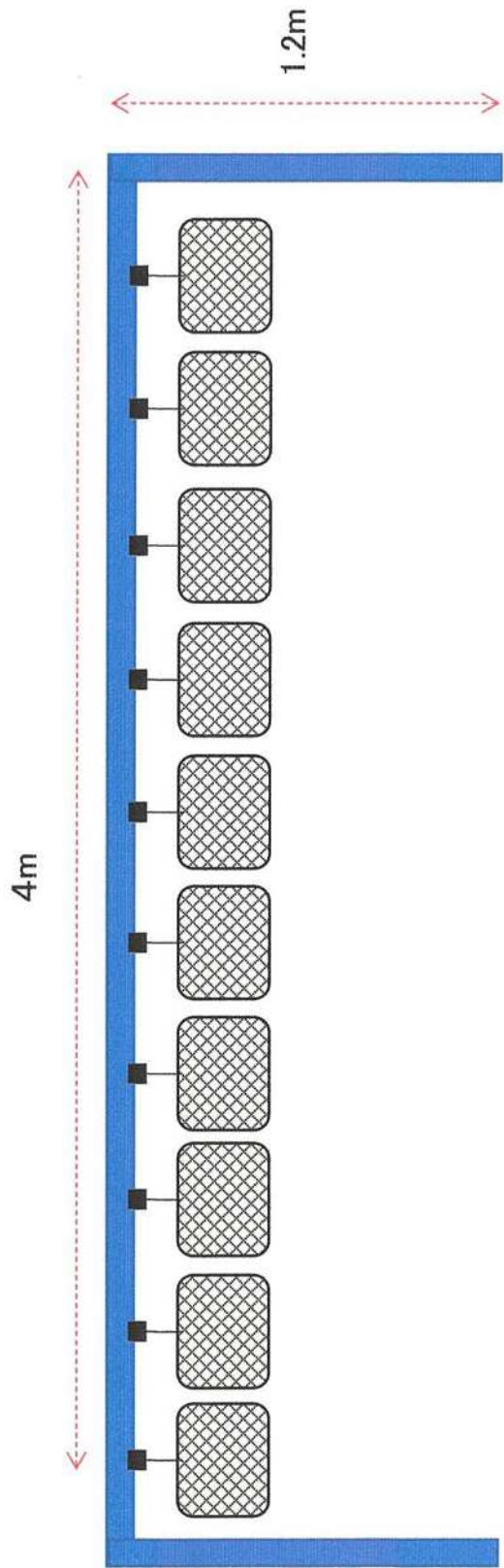
○ 緊急時の連絡先

外津漁業協同組合 0955-52-6103

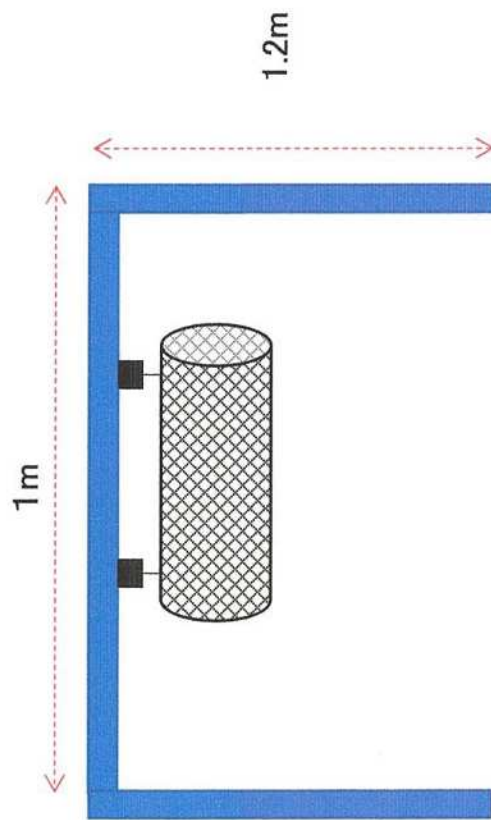
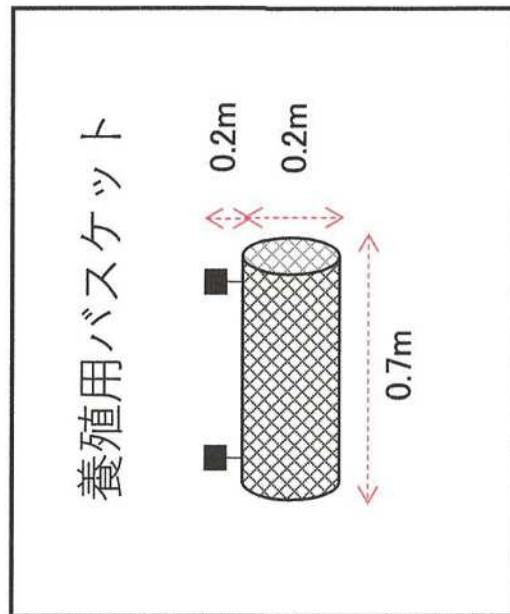
別紙1. 区画図



別紙2.立体図



長辺側



短辺側

令和8年度外津浦におけるカキ試験養殖業務委託契約書

令和8年度外津浦におけるカキ試験養殖の委託について、佐賀県玄海水産振興センター（以下「甲」という。）と外津漁業協同組合（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（目的）

- 第1条 甲は、令和8年度外津浦におけるカキ試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。
- 2 乙は、善良な管理者の注意をもって、業務委託を誠実に履行しなければならない。

（委託業務の内容）

- 第2条 乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。
- 2 委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

（状況報告）

- 第3条 甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

（委託期間）

- 第4条 業務の委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（費用負担）

- 第5条 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

（成果）

- 第6条 委託業務の履行によって得られたデータは甲に帰属し、成果物は乙に帰属する。

（契約の解除等）

- 第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めるとき

- 2 乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更をおこなうことができる。

(損害賠償)

第8条 乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

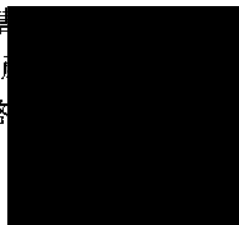
(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

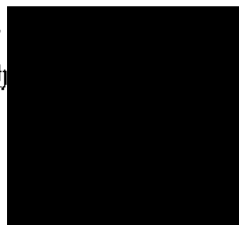
この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 8年 2月 / 0日

甲 佐賀県唐津市唐津
佐賀県玄海水産
所長 山浦 啓



乙 佐賀県東松浦郡玄海町今村 4929
外津漁業協同組合
代表理事組合長 加



水産第 4817 号
令和 8 年(2026 年) 3 月 4 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口 祥義

漁業法第 91 条第 1 項に基づく指導について（諮問）

漁業法第 91 条第 1 項に基づく指導を行うにあたり、同法第 91 条第 3 項の規定により、貴漁業調整委員会の御意見をお聴かせくださるようお願いいたします。

農林水産部水産課
漁業調整担当 伊藤・吉田
電話:0952-25-7145
FAX :0952-25-7274

水産第 4817 号
令和 8 年(2026 年) 月 日

仮屋漁業協同組合
代表理事組合長 牧元 義博 様

佐賀県知事 山口 祥義

漁業法第 91 条第 1 項に基づく指導について

貴漁業協同組合から漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 90 条第 1 項の規定に基づき、資源管理の状況等の報告があった件について、同法第 91 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり指導を行います。

なお、報告の期日は令和 8 年 4 月末までといたします。

(担当：農林水産部 水産課 漁業調整担当 伊藤・吉田)

水産第 4817 号
令和 8 年(2026 年) 月 日

外津漁業協同組合
代表理事組合長 加納 貢章 様

佐賀県知事 山口 祥義

漁業法第 91 条第 1 項に基づく指導について

貴漁業協同組合から漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 90 条第 1 項の規定に基づき、資源管理の状況等の報告があった件について、同法第 91 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり指導を行います。

なお、報告の期日は令和 8 年 4 月末までといたします。

(担当：農林水産部 水産課 漁業調整担当 伊藤・吉田)

水産第 4817 号
令和 8 年(2026 年) 月 日

株式会社 伊万里真珠
代表取締役 堤 久成 様

佐賀県知事 山口 祥義

漁業法第 91 条第 1 項に基づく指導について

貴漁業協同組合から漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 90 条第 1 項の規定に基づき、資源管理の状況等の報告があった件について、同法第 91 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり指導を行います。

なお、報告の期日は令和 8 年 4 月末までといたします。

(担当：農林水産部 水産課 漁業調整担当 伊藤・吉田)

第一種区画漁業権の利用状況について

(指導内容)

当該区画漁業権の行使状況が適切ではないため直ちに是正措置を実施すること。また、改善した結果を令和8年4月30日までに報告すること。

指導に従わない場合、漁業法第91条第2項に基づく勧告を行い、この勧告に従わない場合、同法第92条第2項に基づき当該区画漁業権の取り消しを命ずる可能性があることを申し添える。

(対象漁業権)

漁業権者	漁業権番号	養殖の種類
仮屋漁業協同組合	松区第 311 号	魚類小割式養殖業

(漁業権の行使状況が適切ではない理由)

第一種区画漁業とは、一定の区域内において石、瓦、竹、木その他の物を敷設して営む養殖業である。養殖業とは、収穫の目的をもって、人工手段を加え、水産動植物の発生又は生育を積極的に推進し、その個体の数又は量を増加させる事業をいうのであって、筏内での釣り行為は養殖業ではない。

第一種区画漁業権の利用状況について

(指導内容)

現在、生産実績や養殖実態が確認できないため、実績・実態の把握を行い適切かつ有効に漁業権を行使すること。現在使用していないのであれば、今後の生産計画について協議し、その結果を令和8年4月30日までに報告すること。

(対象漁業権)

漁業権者	漁業権番号	養殖の種類
外津漁業協同組合	松区第 409 号	介類小割式養殖業

第一種区画漁業権の利用状況について

(指導内容)

現在、生産実績や養殖実態が確認できないため、実績・実態の把握を行い適切かつ有効に漁業権を行使すること。現在使用していないのであれば、今後の生産計画について協議し、その結果を令和8年4月30日までに報告すること。

(対象漁業権)

漁業権者（関係漁協）	漁業権番号	養殖の種類
株式会社伊万里真珠 （大浦浜漁協）	松区第 612 号	真珠養殖業

第 2 3 期第 1 回筑肥連合海区漁業調整委員会

日時：令和 8 年 2 月 9 日（月） 14：00～
 場所：福岡県庁北棟 4 階 漁業調整委員会室
 （福岡市博多区東公園 7 番 7 号）

次 第

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 仮議長の選出について（協議）
資料 1（1～2 頁）
- (2) 会長の選任について（協議）
資料 1（1～2 頁）
- (3) 副会長の選任について（協議）
資料 1（1～2 頁）
- (4) 唐津湾におけるかたくちいわしまき網漁業の操業協定について（協議）
資料 2（3～9 頁）
- (5) 福岡県海域に入漁する佐賀県いかつり漁船（5 トン以上）の操業について（協議）
資料 3（10 頁）
- (6) 佐賀県海域に入漁する福岡県ごち網漁業に係る操業協定について（協議）
資料 4（11～15 頁）
- (7) 第 40 回筑肥漁場協議会について（報告）
資料 5（16～19 頁）
- (8) その他

3. 閉 会

第23期第1回 筑肥連合海区漁業調整委員会 出席者名簿

日時：令和8年2月9日(月) 14:00～

場所：福岡県庁北棟4階 漁業調整委員会室

水産庁九州漁業調整事務所 所 長 中 村 克 彦 調整課係員 西 田 羽 那	
福 岡 県	佐 賀 県
筑前海区漁業調整委員会委員 会 長 富 重 信 一 藤 野 秀 司 畑 中 鶴 見 井 上 博 上 田 直 子 太 田 耕 平	松浦海区漁業調整委員会委員 会 長 川 寄 和 正 荒 卷 信 弘 坂 本 安 則 川 添 光 尚 浦 丸 清 廣
福岡県農林水産部水産局漁業管理課 漁業調整係長 松 本 昌 大 主任主事 有 吉 希 望 主任技師 田 中 慎 也	佐賀県農林水産部水産課 漁業調整担当係長 伊 藤 毅 史
福岡県海区漁業調整委員会事務局 事務局長 池 浦 繁 技術主査 中 川 清 主任主事 山 田 菜美子	佐賀県海区漁業調整委員会事務局 事務局長 荒 卷 裕 主事 吉 田 友 香